

## 第28回 鬼北町農業委員会総会

1. 開催日時 令和元年10月23日(水) 午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	高田 洋一	2	赤松 拓也	3	松岡 照明	5	二宮 正宏
6	有田 亜佳	8	芝 貞弘	9	古用 敏彦	10	山本 一人
11	清家 壽秋	13	谷口 雄記	14	川平 定計		

4. 欠席委員(3名)

4	中平 勝則	7	高田 光一	12	青木 武司
---	-------	---	-------	----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第127号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第129号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本 秀治	次長	渡辺 美枝	主任	岡崎 秀太
----	-------	----	-------	----	-------

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第28回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>水稻収穫も終わって、次の柚子の収穫に向けての準備をされている方も多いと思います。今年は気象の影響が、柑橘類の着色にも影響があるようですが、今日から農協での柚子の受入れを開始したそうです。しかしながら着色が遅れ、なかなか収穫できない圃場が多いようです。</p> <p>なお、去年は異常気象の関係で岡山県や愛媛県でも気象災害で大変な被害を受けましたが、今年はそれ以外の地域で台風15号で千葉県中心に大変な被害が出ていますし、台風19号では長野から福島等に至るまで同様な被害が出ております。</p> <p>先程、課長とも話しましたが、ここ2～3年、日本全国気象災害の影響を受けていない県がないくらい、農業のやりにくい時代がやってきました。なんとか現在の農地を維持できるようにご協力をお願いしたいと思います。今日は第28回農業委員会総会ということで、それぞれ、その内容に従いましてご審議していただきますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>中平勝則委員、高田光一委員、青木武司委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また、西川鈴香推進委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第28回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に5番 二宮正宏委員、6番 有田亜佳委員、以上の両委員を指名いたします。</p>

	よろしくお願ひします。
議 長	日程第 2 議案第 1 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位 1 番について、赤松委員より説明願ひます。
赤 松 委 員	議席番号 2 番 赤松です。 議案第 1 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 6 号 順位 1 番 説明】
赤 松 委 員	1 0 月 2 1 日に譲渡人、譲受人、事務局 2 名、高田洋一委員、私の計 5 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 6 号 順位 1 番 説明】
赤 松 委 員	以上により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位 2 番について、事務局より説明願ひます。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第 1 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 6 号 順位 2 番 説明】
事 務 局	1 0 月 2 1 日に譲渡人、事務局 2 名、中平委員、二宮推進委員の計 5 名で現地調査を行いました。所要により出席できなかった譲受人には聞き取りをさせていただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 6 号 順位 2 番 説明】
事 務 局	以上により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第126号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第126号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第127号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。 順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第127号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第127号 順位1番 説明】</b>
事 務 局	10月21日に申請人の代理人、事務局2名、中平委員、二宮推進委員の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第127号 順位1番 説明】</b>
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、高田委員。
高 田 委 員	議席番号1番、高田です。私たちの書類には始末書の添付がされていないんですが、始末書の内容について説明頂きたいと思います。
事 務 局	始末書を読み上げさせていただきます。 「愛媛県知事 中村時広 殿」ということで、申請者の方から始末書を書いていただいています。「土地の表記 北宇和郡鬼北町大字〇〇番、畑、〇〇㎡、現在本件の土地は隣接地の集会所の駐車場として利用されています。平成30年3月に愛媛県の災害防止事業により、集会所の北側の山林に擁壁設置工事が施され、その際本件の土地は整地され、工事関係の車や機材の置場、及び進入路としても利用されていました。工事が終了してからも、

	私は本件の土地を畑にせず、集会所の駐車場及び進入路として利用して いました。しかし、私が農地法の許可を得ずに行った上記の行為は農地の 違反転用にあたることを知り、大変反省をしております。今後、農地を守 り、違反転用を一切行いませんので、このたびの申請につきましては、何と ぞ寛大なご処置をお願いいたします。」という事です。以上です。
議 長	従来、始末書は各農業委員に審議前に添付されて、審議をするという流れ になっておりますが、今回はこのようになっていきますので、内容の説明と いうことでよろしいですか。
高 田 委 員	議員番号1番、高田です。議案事項を見ていたら、申請地の横は道ですよ ね。 資料写真で見ると、そこは〇〇番地の一部ではないかと思いますが、この 部分の転用許可申請は出てないですよ。もし、〇〇番地にかかっている としたら、その間に赤道か何かしらもあると思うんですが、これの払い下 げを受ける必要があるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。
議 長	言われるように、〇〇番、〇〇番の間に図面上で見たら、道路と思しき様な ものがありますね。 写真で見る道というのは、間の道なのか、高田委員が言われるように、ここ も〇〇番の農地に道があるのかもわかりませんね。
高 田 委 員	そこの確認をお願いしたいと思います。〇〇番の4条申請と、その間の道 がどうなっているのか確認して頂きたいと思います。
事 務 局	確認しておきます。
議 長	事務局は、それを確認して、県に間に合いますか。
事 務 局	一緒にとということですか？
高 田 委 員	たぶん〇〇番にかかっているのであれば、一緒に申請が出ると県は思っ ているのでは。一体利用だから。
二宮推進委員	二宮ですが。ちょっと私、質問がわからなかったのですけれども。道と写真 にあるものと、下の畑は石積み部分なので、そのまま、道だけが拡張して 広がってそれでこのような形になっているのでは。
議 長	なるほど。
高 田 委 員	という事は、〇〇番にはかかってないということですか。
二宮推進委員	そうですね。下の畑はそのままです。石積みで段差があるので。
議 長	では、事務局は実態に合わせて調べておくことと、もう一つ、始末書が出 ているのであれば、必ず添付をして各委員さんにも事前に見てもらおう様にお 願いします。
事 務 局	申し訳ありませんでした。
議 長	他、ご意見ございませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、その他ご意見もないようですので採決いたします。 議案第127号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第127号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第4 議案第128号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番、山本です。 議案第128号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第128号 順位1番 説明】</b>
山 本 委 員	10月21日に申請人双方の代理人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第128号 順位1番 説明】</b>
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。補足ですが、現地は国道端の7～8m上の斜面にあります。ここ数年相次いで、災害等で風にあおられて太陽光発電のパネルが飛び家屋などに当たり損害がでている等のニュースを目にしたことがありましたので、そのことを踏まえ何か対策をされているのか伺ったところ、保険に入っていると仰っていました。以上です。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第128号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第128号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第129号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、高田洋一委員より説明願います。

高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 議案第129号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第129号 順位1番 説明】
高 田 委 員	10月21日に申請者、事務局2名、高田光一委員、赤松剛推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第129号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第129号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第129号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第129号「非農地証明願について」 順位2番について、二宮正宏委員より説明願ひます。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第129号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第129号 順位2番 説明】
二 宮 委 員	10月21日に申請者、事務局2名、赤松拓也委員、井伊悦久推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第129号 順位2番 説明】
二 宮 委 員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ただし、申請地内にユズの木、シキビ、梅の木等それぞれ1本ずつ植えてあり、手入れはしておらず、収穫などもしていないということでもあります。その周りには竹が生えており、隣家に迷惑をかける為切った経緯もあるそうです。既に新しい竹が生えており、山の一部も崩れかかっているようになっており、機械が入るスペースをとることが難しく、耕作するには不便な状態が確かに見てとれました。申請者も町外に在住で、今後管理も難しく、隣家に迷惑をかけないようになんとか管理をしているが、今後については懸念されていました。見た目にも荒廃しており、

	<p>放棄した場合には山林となる可能性が高いのですが以前、栗の木や果樹等が植えてあった農地については、非農地の申請が却下されたこともあった為、判断が難しく委員の皆様のご審議頂きたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>それと2年前にですね、吉波にこのような案件が出ておりました。</p> <p>栗があつて、小屋があつてシキビが2本ありましたが、そこは綺麗に整備してあったので非農地証明は却下しました。そのことも、この地主さんには伝えました。その方の実家が空き家バンクに登録してありまして、近くの農地は既に売却して、この土地だけがネックなのだそうです。</p> <p>そこで、普通なら非農地願いを却下するのですが、事務局と井伊推進委員とみんなでご相談しまして、今日皆さんの審議を仰ぎたいということで、こういうご報告になりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、二宮委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
高 田 委 員	<p>この土地については、見た目には傾斜地ではないかと思われるんですけど、平地か傾斜地かで、一つの判断基準になるのではないかと思うんですが。どういう状況か教えて下さい。</p>
事 務 局	<p>おっしゃる通りで、写真を添付していますが、フェンス側から見たときに左側が傾斜地になっていて、下に家が一軒建っています。右側は既に山になっていて、雨が降ればその土等が流れて崩れかかっている状態だそうです。現地調査で中に入って歩いてみましたが、奥に入ればスペースも広がっていますが右側は山、左側は傾斜地になっているような状況です。</p>
議 長	<p>他、ご意見ありませんか。</p> <p>はい、高田委員。</p>
高 田 委 員	<p>私としては、20年間耕作されていないとおっしゃっているという事で、傾斜地であるという状況から、農地に復旧するのは困難と思われます。従って、前の吉波の件については平地地ですから、簡単に農地に復旧することができると。この案件については、簡単に農地に復旧することは難しい、という状況から私はこれについては非農地として取り扱った方がいいのではないかと思います。</p>
議 長	<p>はい、それでは採決いたします。</p> <p>議案第129号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第129号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第130号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規</p>



	<p>定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。なお、順位17番と18番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。まず、順位1番から16番までを一括審議し、順位17番と18番は該当委員退席後に審議します。</p> <p>順位1番から16番まで事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、町長から審議依頼のありました議案第130号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。</p> <p>読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。</p>
	<p><b>【議案書に基づき、議案第130号 順位1番から16番 説明】</b></p>
事務局	<p>以上でございます。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、順位1番から16番の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
各委員	<p>（質問、意見等なし）</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第130号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から16番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第130号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から16番は原案のとおり決定させていただきます。</p>
議長	<p>〇〇委員は退席願います。</p>
	<p>（〇〇委員 退席）</p>
議長	<p>それでは、順位17番、18番について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>順位17番、18番について説明します。</p>
	<p><b>【議案書に基づき、議案第130号 順位17番、18番 説明】</b></p>
事務局	<p>以上でございます。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、順位17番、18番の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>

